

1. 2014年度事業の基本方針(案)

移動サービスネットワークみやぎの活動目的は、定款で定められているとおり、移動サービスの提供、または、提供を計画している非営利団体が、情報交換相互協力して移動サービスの向上と復旧を図るため、ネットワークを設立し協力して移動サービスの向上と問題解決をはかり「だれでも、いつでも、どこへでも」移動できる社会の実現に寄与することを目的としていると定めております。

私たちは、目的達成のため、活動してきましたが、まだまだ活動は不十分であり、今後も引き続き移動困難者の立場にたって、移動サービスを推進することが大切です。

昨年度、地域支え合い型「移動サービス」(登録不要の活動)の勉強会を開催しました。厚生労働省が地域包括ケアの中に「移動支援」を位置づけていますように、地域支え合い型移動サービスは、生活に必要不可欠のサービスのひとつでもあります。

国は自家用有償旅客運送(福祉有償運送・過疎地有償運送・市町村運営有償運送)の事務権限を2015年4月以降地方へ移譲することを決定しております。希望する市町村による手挙げ方式が基本となり、市町村が手を挙げない区域については、都道府県も手を挙げるようになっております。移譲は国土交通行政の一部(登録に必要な地域の合意形成のみ)を担当してきた自治体が本来の役割である地域住民のニーズや地域交通の現状を把握し、地域資源を生かし創意工夫を行うための大きな転換点であります。

このような考えのもと、全国移動サービスネットワークは全国5地区でシンポジウムを開催して、地域住民の移動ニーズに的確に対応できる地域社会をつくることを目的として、移譲と制度見直しのを考えるシンポジウムを仙台市においても開催するため(11月7日(金)仙台市福祉プラザ)準備をすすめております。

そのシンポジウムの成功にむけての取り組みをおこないます。

同時に、私たち自身が「事務権限移譲」がされれば、どんな仕組みになっていくのかについて、事前に学習しておく必要があると考えて、移動サービスネットワークみやぎとして学習会を開催いたします。

以上のことを中心として取り組みながら、情報の共有と発信では、ホームページのリニューアル化、認定講習事業として、福祉有償運送運転者講習のインストラクターの養成、組織関連では、発足当初から携わってきました理事の退任に伴う交代および増員に向けた組織の強化にとりくみます。

2. 具体的な事業計画

(1) 支援センター運営

項目	内容
1) 情報収集及び発信	○各種研修会参加 ・全国ネット主催等 ○ホームページリニューアル、メールの発信
2) 認定講習の実施	年5回＋随時（開催最低受講者数条件 8名） 5月、7月、9月、11月、2月
3) 相談、協力、支援	○移動サービスフェスタ ・ウェルフェア 2014 参加取り組み ○相談・支援活動 ○会員拡大活動 ○事務権限移譲 全国キャラバンシンポジウム取り組み支援 11月7日 仙台市 福祉プラザ
4) 政策提言	○宮城県、各市町村との意見交換会 ○全国ネットと連動
5) 各種研修会	○事務権限移譲についての学習会 ○有償運送運転者講習インストラクター養成講座 ○運転者フォローアップ研修 ○ディサービス等送迎運転者講習 ○各団体への研修

(2) 組織関連活動

1) 総会開催	・通常総会（6月）
2) 理事会開催	・年3回 5月 9月 3月